

村民各位

玉川村長 石 森 春 男

玉川村会計年度任用職員の募集について

会計年度任用職員募集要件

- 任用期間 会計年度以内となります。（就労の日から翌年3月31日まで）
- 勤務時間 パートタイムの場合、1日当たりの勤務時間は7時間45分未満（1週当たり38時間45分未満）
- 給料・報酬 職種ごとに現在の支給水準を基本として設定した金額を支給します。また、職務経験や勤務実績に応じて支給額を決定します。また、パートタイム会計年度任用職員の報酬は職に応じた給料月額に基づき算出し、勤務時間に乗じて支給します。給与、報酬は職種、勤務内容等により異なります。
- 手当等 通勤手当（又は通勤手当相当額の費用弁償）が支給されるほか、任用6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の場合は期末手当を支給します。また、任用の要件が一定要件を満たした場合は、退職手当も支給されます。
- 募集・採用 原則として毎年度公募を行い、採用にあたっては面接等による選考を行います。（職により異なります。）会計年度任用職員として採用された後、勤務実績が良好で、かつ次年度に継続して勤務をすることを希望する方は、公募によらず2回まで任用を更新することができます。
- 休暇 週休日（原則、土・日曜日）、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）※職種により異なる場合があります。また、任用期間に応じて、年次有給休暇（再度任用の場合は次年度へ繰越可能）を付与するほか、事由（忌引きや結婚休暇、産前産後休暇等）により特別休暇が付与されます。
- 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険（勤務形態により異なります。）
- その他 会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、懲戒処分や分限処分、その他地方公務員法に定める服務規程（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。

記

1 募集職種及び担当課、人員、応募資格等

募集職種(任用形態)	番号	担当課・人員	雇用条件等	応募資格等
コワーキングスペース(旧須釜中学校内)運営・管理(パートタイム)	①	総務課 (1名)	【報酬】日額 6,421円 【勤務時間】8:30～16:30	村内在住者で、普通自動車運転免許を有し、パソコンやモバイルにてインターネット等の操作ができる方
	②	総務課 (1名)	【報酬】日額 6,421円 【勤務時間】10:30～18:30	

2 試験の方法及び試験の期日 個別面談等による。申込者に別途通知します。

3 採用の時期 令和2年10月19日～令和3年3月31日

4 受付期間・手続き

- (1)受付期間 令和2年9月25日(金)～令和2年10月9日(金)※最終当日到着厳守
- (2)手続き 申込用紙に必要事項を記入の上、応募資格の確認できるもの(免許証や資格証の写し等)を添付し、玉川村総務課へ提出してください。申込用紙は、玉川村ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。また、役場総務課窓口にも備えてありますのでご利用ください。

●応募に際し、不明な点は、玉川村役場総務課(☎0247-57-3101)まで、お問い合わせください。